

住民税・国保税の申告は2月16日から3月16日まで



住民税は、市民の皆様様に提供する各種サービスの大切な財源であり、その共通の経費を各人で負担し合う性格の税金です。

市では、今年も2月16日から申告会場を設け、申告相談の受付を行います。決められた期日に出来るだけ申告してください。

なお、次の注意事項をご覧ください。

申告書の提出を要する人

- ①平成21年1月1日現在、小松島市に住所を有する人
- ②給与所得者で次に該当する人
 - ▼一定のところに勤務していない人、または勤務先から給与支払報告書の提出がない人
 - ▼給与所得以外に営業、農業、不動産、利子配当等の所得がある人
 - ▼2ヶ所以上からの給与の支払を受けている人
- ▼平成20年中に会社等を退職した人
- ▼雑損控除、医療費控除、社会保険料控除、寄附金控除などを受ける人

③控除額の差などの関係により、所得税はかからなくても住民税はかかる場合がありますので、そのような場合には住民税の申告が必要です。

「公的年金等の支払いのみを受けている方へ申告をお勧めします」

昭和19年1月1日以前に生まれた方で年金収入が148万円より多い方、または昭和19年1月2日以降に生まれた方で年金収入が98万円より多い方で、市・県民税が課税されている方については、扶養控除、配偶者控除、障害者控除、社会保険料控除、医療費控除等の申告をすることにより、市・県民税が減少することがあります。

均等割のみが課税されている方は減少しないこともあり、ますが、所得割については、控除が追加されると減少します。



申告に必要なもの

▼印かん（みとめ印）

▼事業所得等のある方は帳簿その他所得計算に関係がある帳簿類、収支内訳書

▼給与所得・公的年金等の所得がある方は、平成20年分の源泉徴収票

▼平成20年中に支払った生命・個人年金保険料、地震保険料、国保、年金等社会保険料の証明書または領収書

▼医療費控除を受けられる方は、平成20年中に支払った医療費の領収書など

▼寄附金控除を受けられる方は、住所地の都道府県共同募金会、日本赤十字社または都道府県、市町村に対して行った寄附金の領収書

所得税から住宅ローン控除額を引ききれなかった人

税源移譲により所得税が減少する結果、これまで住宅ローン控除を受けていた税額が所得税から控除しきれなくなる場合があります。

このため、平成20年度から28年度まで、所得税から控除

しきれない額を市・県民税の所得割額から控除（減額）する調整措置が設けられています。

なお、年末調整で住宅借入金等特別控除の適用を受け、確定申告を提出しない方について、年末残高合計額の記入がなくなり、居住開始年月日を記入していただくように変更されています。

控除を受けられる方は、毎年申告期限（平成21年は3月16日）までに住宅借入金等特別税額控除申告書を提出してください。

電話による申告受け予約

税制改正により年々申告者数が増加し、申告受付後に長時間お待ちいただくことがあります。このため、小松島市では電話予約による受付を行っています。希望する日の前日（希望日が月曜の場合には前週の金曜）午後4時までに税務課市民税係へご連絡ください。また、先着順に電話受付を行いますので希望の時間帯が既に予約済の可能性も

ございます。予めご了承ください。

なお、予約の対象期間は2月23日（月）から3月13日（金）までとさせていただきます。

「申告書自己作成コーナー」

申告される方の待ち時間を短縮・解消するため、事業所得に係る収支内訳書および医療費控除等の申告書を作成するコーナーを設置いたします。ご自身で申告書を作成する事により申告に係る時間が短縮し、また申告に関する知識を得ることが出来ますのでぜひご利用ください。

【申告会場】

市役所4階大会議室

【申告期間および受付時間】

平成21年2月16日から3月16日（土曜、日曜を除く）までの午前8時30分から午後5時まで

詳しいことは、市税務課市民税係（市役所1階 ☎32・3821）まで。